

平成31年度自家用燃料供給施設整備支援助成事業実施要領

平成31年3月27日
(公社) 全日本トラック協会

1 事業の趣旨

安定的な燃料確保に取り組む会員トラック運送事業者（以下「会員事業者」という。）並びにトラック運送事業協同組合・トラック運送事業協同組合連合会（以下「協同組・連合会」という。）が、自家用燃料供給施設の新設もしくは増設又は増設を伴う代替（以下「増設」という。）を行う場合、その費用の一部を助成する。

2 予算額

1億円

3 主な助成要件

指定数量(1,000リットル)以上の軽油を保管する専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設又は増設を伴う代替を行い、平成31年4月1日～平成32年2月29日までに市町村(又は各地区消防組合等)より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、支払いを完了するもの。

※ 指定数量とは「危険物の規制に関する政令第1条の11」により規定。

※ 支払い完了には、割賦販売契約により導入した場合を含む。

4 助成対象者

会員事業者、協同組合・連合会

※ 交付申請は年度内1施設限りとする。

※ 過去(平成20～26年度及び平成28～30年度)に全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者、協同組合・連合会は、助成対象外とする。

5 助成額

軽油タンクの新設 100万円

軽油タンクを増設 30万円

※ 公募期間初日等に申請が予算総額を超過した場合には、1件あたりの助成金額を減額する場合がある。

6 公募期間

平成31年8月1日～平成31年10月31日

※ 全ト協最終受付日は、平成31年11月8日(必着)とする。

予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

公募期間内に助成金交付が予算総額に達しない場合は、別途公募期間を設ける場合がある。

7 交付決定通知（予定）日

平成31年 9月30日

平成31年10月31日

平成31年12月 2日

8 申請時必要書類

- (1) 「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付申請書」
- (2) (購入の場合) 「施設工事契約書」又は「注文書・注文請書」の写し
(割賦の場合) 「割賦販売契約書」の写し
(購入・割賦の場合とも)

*当該施設設置工事等の費用に係る金額内訳明細書(写し)を添付のこと

- (3) ①新設: 「危険物取扱所設置許可申請書」及び「設置許可証」の写し
②増設: 「危険物取扱所変更許可申請書」及び「変更許可証」の写し
- (4) 「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書」
- (5) 組合・連合会の場合
 - ・法人の全部事項履歴証明書等
 - ・組合案内等、組合の事業概要がわかる資料
 - ・組合員名簿

9 申請先

- ・「会員事業者」→「各都道府県トラック協会(地方ト協)」→「全ト協」
- ・「協同組合・連合会」→「全ト協」 (*必要に応じて地方ト協と情報共有)

10 実績報告期限

「会員事業者」から「地方ト協」への実績報告、及び「協同組合・連合会」から「全ト協」への実績報告の期限は平成32年3月2日とする。

(「地方ト協」から全ト協最終受付日は、平成32年3月9日(必着)とする。)

11 実績報告時必要書類

- (1) 「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金実績報告書」
- (2) 施設整備に伴う以下の図面等の写し
 - ①「危険物取扱所全体概要図・平面図・立面図」
 - ②「危険物取扱所周辺地図(所在地の記載を含む)」
- (3) 「施設工事費用請求書及び明細書」の写し
申請時に内訳明細書を提出した場合で、施工業者等の請求金額総額が契約時等と変更がない場合は、実績報告時での請求明細書の添付は省略可。
- (4) (購入の場合) 「領収証」の写し
(割賦の場合) 「賦払金支払明細表」の写し
- (5) 「危険物取扱所完成検査済証」の写し
- (6) 「工事施工前、施工中、完成後の写真」

1 2 新設・増設の考え方

原則、「危険物取扱所設置許可書」により、以下のとおり判断する。

「設置許可書」：新設

「変更許可書」：増設

ただし、「変更許可書」の変更理由が、設置場所住所、容量等タンクの増設に係る変更ではない場合は、新規と見做す場合もある。

以 上